

#### 4 利用しやすい子育て支援サービスの充実

##### (1) 多様なニーズに応える保育サービスの充実

保育サービスの充実については、これまで、延長保育や休日保育、夜間保育などの取り組みなどを実施し、一定の成果を挙げていますが、保育サービスに対するニーズはさらに多様化しています。

このため、子どもの幸せを第一に考え、利用者の生活実態等を踏まえながら、長時間延長保育の新規取り組みや一時保育の充実、休日保育や病後児保育の拡充など、多様な保育ニーズに対応するサービスの提供に努めます。また、育児負担の軽減を図るため、リフレッシュニーズなどに対応する一時預かり事業を実施します。

##### 【主な事業】

##### ア 延長保育〔充実〕

多様化する就労形態や通勤時間等を考慮し、利用者のニーズに対応するため、通常の保育時間を超え、午後7時までの延長保育の全園での実施を目指します。

指標(単位)	平成16年度	平成21年度
実施率(%)	97	100

##### イ 長時間延長保育〔新規〕

遠距離通勤者等の長時間延長保育へのニーズに対応するため、保育所において概ね午後9時までの保育を行う長時間延長保育を、地域のバランスを考慮しながら実施します。

指標(単位)	平成16年度	平成21年度
実施か所数(か所)	0	12

#### ウ 一時保育〔充実〕

就労形態の多様化等に対応する一時保育や、育児疲れ解消や緊急時の保育に対するニーズが高いことから、地域バランスに配慮しながら、一時保育実施園の拡充を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	34	49

#### エ 休日保育〔充実〕

就労形態の多様化により、日曜などの休日に就業する保護者のニーズに対応した休日保育について、保護者の利便性を考慮し、地域のバランスを踏まえながら休日保育の拡充を図ります。また、休日に緊急一時的に保育が必要となる児童に対応するため、休日保育実施園において、一時保育を実施します。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	1	4

#### オ 乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）〔充実〕

病気の回復期にあり集団保育の困難な乳幼児を、一時的に病院などの施設で保育する病後児保育事業について、利用者の利便性の向上と利用拡大を図るため、病後児保育の拡充を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	2	4

#### カ ショートステイ〔継続〕

保護者が、疾病、出産などの理由により、家庭における子どもの養育が一時的に困難になる場合、昼夜通して子どもを乳児院や児童養護施設において預かるショートステイを引き続き推進します。

キ 夜間保育〔充実〕

保護者の就労形態の多様化，サービス産業の営業時間の延長などにより，夜間における保育ニーズが高まっていることから，地域のバランスを考慮しながら，夜間保育の拡充に努めます。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	1	2

ク 一時預かり事業〔新規〕

育児負担の増加によりリフレッシュニーズへの対応など，子育て支援サービスの充実が求められていることから，保護者のニーズに柔軟に対応する一時預かり事業を推進します。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
実施か所数（か所）	0	1

## (2) 子育て基盤の充実

地域や家庭の養育力の低下による子育ての孤立化や、育児に対する負担感・不安感の増加に対応するため、子育て中の親子が気軽に交流することができる子育てサロン等の拡充と併せて、子育てサロンにおけるサークル支援や相談事業等の事業内容の充実に努めるとともに、保護者の利便性や多様化するニーズなどに対応するため、子育て支援と幼児教育の機能を併せ持つサービスの提供について検討します。

また、共働き世帯の増加や、就労形態の多様化等による保育需要の変化に対応するため、公民の役割分担を踏まえながら、機能の拡充を考慮した、計画的な保育所の適正配置等に努めます。

### 【主な事業】

#### ア 子育てサロンの拡充と相談事業等の充実 【充実】

地域の子育て家庭が気軽に訪れ、遊びを通して交流ができる場を提供する子育てサロンを整備し、地域全体で子育てを支援する基盤の拡充を図ります。また、子育て家庭の育児不安等に対する相談指導や、地域における保育資源の情報提供、子育てサークルへの支援などの充実を図るとともに、保健と福祉、関係機関との連携を強化し、多様な子育て支援事業のコーディネート事業の推進に努めます。

指 標 ( 単 位 )		平成16年度	平成21年度
整備か所数(か所)	公 立	3	5
	私 立	2	4
	合 計	5	9

#### イ 幼保の機能を併せ持つ総合的な施設等の設置 【検討】

幼児教育や多様化する保育ニーズ等に対し、適切かつ柔軟な対応が求められている中、国においては、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、子育て家庭の様々なニーズに応えるサービスを提供する総合施設のあり方について、平成18年度からの本格実施に向け、検討が行われております。

本市においても、国等の動向も踏まえながら、地域の実情に合わせ、子育て家庭の多様なニーズに応えるサービスを提供する総合的な施設の設置について検討を行います。

ウ 保育所の適正配置の推進〔継続〕

多種多様な保育ニーズへの柔軟な対応やより効率・効果的な保育所運営のため、公民の役割分担を踏まえ、民間活力を導入しながら、新設保育所の整備、公立保育所の一部民営化や統廃合を計画的に実施し、保育所の適正配置に努めます。

### (3) 保育サービスの質の充実

保育所は、多様化する保育ニーズへのきめ細かな対応が期待されているとともに、利用者が安心してサービスを利用できる環境をつくるため、保育サービスの質の向上が求められています。

このため、職員の専門性を高め、また、保育所の運営面においても、保育サービスに関する積極的な情報提供を行うことにより、保育サービスの質の向上に努めます。

#### 【主な事業】

##### ア 第三者評価事業等の推進〔充実〕

保育所において積極的に第三者評価制度を活用し、利用者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスがなされているかの評価を受け、必要な改善を行うことにより、サービスの質の向上に努めます。

また、利用者からの苦情については、すみやかな解決に導くような体制を活用することにより、保育所に対する利用者の信頼感の向上に努めます。

##### イ 認可外保育施設の保育従事者への研修の場の提供〔新規〕

認可外保育施設においても、質の高い保育の提供や相談・助言など多様な保育ニーズに対応することが求められています。そのため、現在、保育所職員を対象に実施されている各種研修へ、認可外保育施設の保育従事者にも参加を促すことなどにより、保育従事者の資質の向上を図ります。

## 5 地域における子育て・子育てを支援する環境づくり

### (1) 地域における子育て支援の環境づくりの充実

少子化や都市化の影響により、子育て中の親子が地域の人々と交流する機会が減少し、地域の養育機能が低下するなど、子どもの育ちに大きな影響を与えています。

このため、社会全体で子育てについての関心や理解を深めるとともに、保育所や幼稚園、ファミリーサポートセンター、子どもの家等の地域の子育て資源を効果的に活用して、地域全体で子育て家庭を支援する取り組みを推進します。また、地域での活動を通して子どもの社会性や主体性を育むため、地域の各種団体と連携した子育て支援の充実に努めます。

#### 【主な事業】

##### ア 講演会等の開催〔充実〕

子どもは次の時代を担う存在であり、また、地域社会の中で人との関わりを通して健やかに成長していくものであるという視点から、子どもの大切さと、社会との関わり的重要性を社会全体で共有し、子どもの育ちと子育て家庭を社会全体で支援する意識を醸成するため、講演会や講座等の開催を推進します。

##### イ 地域づくりへの子どもの参加の促進〔充実〕

少子高齢化が進行する中、宇都宮市では市民と行政が協働してまちづくりを展開していくために、市内37地区に自治会や各種団体で構成される、地域まちづくり組織を立ち上げたところです。

今後、地域特性に応じた様々な地域づくり活動を実施していく中で、地域の環境や伝統文化を守る事業、世代間交流を促進する事業などに、子どもたちの積極的な参加を促し、地域の将来を担う次世代の健全育成に、地域全体で取り組んでいけるよう支援していきます。

#### ウ ファミリーサポートセンター事業〔充実〕

地域において、子育ての援助を受けたい人と援助を行いたい人がお互いに会員となって助け合う活動（ファミリーサポート活動）を支援することにより、保護者の子育てと仕事の両立を図るとともに、子どもたちの健やかな育ちを地域全体で支援する環境を整えます。また、ファミリーサポートセンターの周知を図り、より多くの会員が利用できるよう事業の充実に努めます。

#### エ 地域指導者のネットワークの推進〔新規〕

地域には様々な育成指導者が活躍していますが、それぞれが相互に連携し、主体的に交流できる機会が少ない現状です。そのため、各地域の育成指導者が参加し交流できる連絡会の設立や、相互の情報交換・支援が円滑に行われる仕組みづくりなど、社会全体で子どもを育成するために相互に助け合う体制を推進し、子どもの健全育成を図ります。

#### オ ちびっこフェスタの実施〔充実〕

地域の人々や、学生ボランティア等の協力のもと、主に乳幼児を持つ親子が気軽に集い、様々な遊びを通して交流する場を提供するとともに、子育て相談や子育てに関する情報提供などを行う「ちびっこフェスタ」の充実を図り、子育て家庭と地域社会がともに子育ての楽しさを実感できる機会を提供します。

#### カ 子どもの家の拡充と事業内容の充実〔充実〕

地域における児童の健全育成のための拠点施設として、小学校区における子どもの家の整備を計画的に推進し、開設か所の拡充を図るとともに、順次、留守家庭児童会から子どもの家への移行を図ります。

また、子どもの家において、放課後児童の健全育成を図る事業のほか、乳幼児とその保護者に対する子育て支援事業や、子ども同士または異世代間の交流を図る事業の充実を図るとともに、指導員の資質向上のための研修体制の充実を図ります。

指 標（単 位）		平成16年度	平成21年度
整備か所数（か所） （小規模特認校を除く）	子どもの家	27	48
	留守家庭児童会	19	9
	合 計	46	57

キ 保育所等における交流事業〔継続〕

保育所などの地域の子育て支援施設に対して、行事などを通じて交流の機会を求めるニーズが多いことから、季節的行事や伝承遊び等を通じて世代間のふれあいを図る世代間交流事業や、保育所を退所した児童や地域の児童とともに地域的行事やハイキング等の共同活動を通して交流を図る異年齢児交流等事業の推進を図ります。

ク 育児講座〔継続〕

地域の子育て家庭における育児不安の軽減を図り、家庭の養育機能の向上を図るため、保育所を活用して、育児講座の開催や子育て相談事業の推進を図ります。

ケ 園庭開放事業〔充実〕

地域における安全な遊び場と交流の場を提供するため、地域の子育て家庭を対象に保育所において実施している園庭開放事業について、実施回数を増やしたり、実施園を拡大するなど、より多くの家庭が利用しやすいよう事業の充実を図ります。

コ 預かり保育推進事業〔継続〕

私立幼稚園においては、子育て支援等の観点から、開園前の早朝、土曜日、夏休みなどの通常の保育時間以外における預かり保育を実施しています。今後も、通常の保育時間以外の長時間預かり保育の需要が見込まれることから、幼稚園の規模や対象園児数の状況に応じて体制を整備するとともに、地域の実態や保護者の需要等に応じて希望のあるすべての私立幼稚園で預かり保育が実施できるよう、幼稚園に対して積極的に働きかけを行っていきます。

サ 子育てランド事業〔継続〕

私立幼稚園における子育て支援として、家庭や地域の養育機能の向上、幼児教育の内容の充実を目的とし、親子のふれあいや地域・世代間の交流を通し、園内の地域開放、育児相談や未就園児親子サークル活動などを実施しています。これらの事業については、市民ニーズも高く、地域の需要に応じた幅広い活動を推進することが求められているため、今後も幼稚園が積極的に施設を開放し、家庭や地域と連携した子育て支援活動を実施していくよう働きかけを推進します。

## (2) 体験の機会を広げる教育環境の充実

次代の担い手である子どもが、自立した社会人となるためには、子どもの頃から地域社会と関わり、世の中のしくみを知り、社会性等を身につける必要があります。

そのため、地域を基盤として、各種スポーツ及び文化施設などを活用し、学校や各種団体との連携・協力によるイベントを企画し、その情報を周知するなど、社会体験、自然体験等の多様な体験活動を推進し、一人ひとりの興味や関心を大切にしながら、それらの活動を通して、子どもがともに生きる喜びを味わい、豊かな感受性を身につける取り組みを推進します。

また、子どもは次代を担う大人となるものとの認識の下に、家庭を築き、子どもを生き育てる意義や子どもや家庭の大切さについて学ぶ機会を提供します。

### 【主な事業】

#### ア 中高生と乳幼児のふれあい交流事業〔新規〕

少子化や核家族化等の影響により、家庭や近隣で乳幼児に接する機会が少なくなっています。このことから、生命を次代に育む意義や尊さなどについて学び、小さな子どもを慈しむ気持ちを育むため、子育てサロンや保育所などの地域の子育て資源を活用し、中高生を対象とした乳幼児とのふれあい交流事業を促進します。

指標(単位)	平成16年度	平成21年度
参加人数(人)	0	4,000

#### イ 幼児教育相談〔充実〕

市教育センターにおいては、就学前の4,5,6歳児を対象として、発達の遅れや体の障害等に関する教育相談を実施し、子どもたちが、その力を伸ばすことができる教育を推進しています。さらに、幼稚園の子育てランド事業を通じた育児相談などを推進し、地域におけるネットワークの形成に努め、今後も幼稚園等の子育て支援に関わる施設の相談機能の充実に努めます。

ウ 幼保小連携による交流事業等の充実〔継続〕

幼稚園・保育所での教育・保育と、小学校での教育との円滑な移行を目指し、園児と児童の交流活動、教職員による授業・保育参観や合同研修会等を実施するとともに、小学校教育へ円滑に移行できる一貫性を持った保育・教育の実現に向け、保育園・幼稚園・小学校の連携を推進します。

エ 「街の先生」活動事業〔継続〕

各学校が様々な教育活動を実施する際に、ねらいに応じて「街の先生」協力者リストの中から協力いただきたい方を選び、日時・内容等の調整を図った上で、教育活動への支援を依頼することにより、学校教育の充実・改善を図るとともに、地域に開かれ、地域と共に歩む学校の実践を目指します。

オ 社会体験学習推進事業〔継続〕

地域の多くの人と触れ合う社会体験活動を通して、働くことの尊さを実感させ、他人を思いやる心や社会のためになることを積極的に行う態度を育み、主体的に自己の在り方や生き方を見つめさせることを目的とし、生徒の希望する体験活動ごとにグループをつくり、受入れ先に行き、グループごとに充てられた指導ボランティアの指導を受けながら、市内の公立中学校2年の生徒が5日間連続して、地域の事業所や幼稚園・保育所等での勤労生産活動や福祉体験活動等の体験活動を行う社会体験学習を推進します。

カ 子ども情報センター事業〔充実〕

子どもたちの地域における体験活動を支援するため、子ども情報センターにおいて、ホームページや市民ボランティアの編集による子ども情報誌「こどもックル」の発刊などにより、子どもたちの様々な体験活動に関する情報、団体・グループ情報等の収集・提供・相談などの充実を図ります。

## 6 子育てと仕事の両立支援の充実

### (1) 夫婦で子育てができる意識づくりの推進

子育て家庭を取り巻く課題のひとつとして、子育てにおける女性の負担が大きいことが挙げられますが、近年の価値観の多様化に伴い、仕事と育児の両立を望む割合が多くなっています。

そのため、子育ては男女が協力して行うものであるという基本的な視点に立ち、女性の就労の有無に関わらず、男性が、育児や教育を含め、親としての役割を積極的に果たしていけるようにするための取り組みの充実に努めます。

#### 【主な事業】

##### ア 父親の子育て参加促進の意識啓発〔新規〕

夫婦で子育てを行うため、育児は母親に任せるものという意識を変え、父親も積極的に育児に参加・協力できるよう、地域社会と連携した交流事業などを通して意識啓発を図ります。

##### イ 啓発誌の発行や講座等の開催〔継続〕

「男は仕事、女は家庭」という言葉で代表されるような性別による固定的役割分担の意識やあり方は、長い時間をかけて人々の意識に浸透し、社会における取り決めや慣習の中に形づけられてきたものであるため、市民一人ひとりが男女共同参画意識を持ち、夫婦が共同で子育てができるようにするには、幅広い広報・啓発を継続的に行っていく必要があります。このため、啓発誌の発行や講座等を開催し、子育てにおける男女共同参画の意識の高揚に努めます。

##### ウ 周知啓発セミナーの開催〔継続〕

子育ては夫婦が協力して行うものであるという意識を、男女ともに向上させ、仕事と家庭の両立支援の充実に図り、生き生きと働くことできる労働環境を整備するため、周知啓発のためのセミナーを開催します。

#### エ パパのための子育て講座〔充実〕

男女が協力して育児を行うため、父親も子育てに積極的に参加できるよう、子どもへの接し方や子どもとの遊び方などを学ぶパパのための子育て講座を開催します。講座の開催にあたっては、より多くの父親の参加を促すため、実施か所を拡充するほか、開催日程に配慮したり、関係団体と連携して内容を工夫するなど、事業の充実を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
参加人数（人）	40	200

#### オ ママパパ学級〔充実〕

安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠・出産・育児に関する知識や技術及び子育てを体験できる機会を提供することにより、夫婦で協力し合いながら出産・育児ができるよう支援するため、実施内容の充実を図ります。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
パートナーが良く協力してくれる、少しは協力してくれる人の割合（％）	92.1	100

「すこやか親子うつのみや21」(平成16～22年度)において定められた目標値を本計画における目標値とする。

## (2) 働きやすい環境づくりに関する意識啓発

女性の就業率が増加し、これまで以上に子育て家庭における家庭と仕事の両立支援の必要性が高まっています。

このような中、男女がともに育児をしながら働くことができるようにするためには、事業所の理解と協力が不可欠であるため、事業所に対して、次世代育成支援のための意識啓発を行うとともに、事業所と連携を図りながら育児休業取得等の促進に努めます。

### 【主な事業】

#### ア 次世代育成支援に係る事業所への意識啓発〔新規〕

勤労者が、仕事と子育てを両立することができる働きやすい環境をつくるため、事業主が次世代育成支援対策を進めるための一般事業主行動計画を実施するにあたっては、一般事業主行動計画に係る情報を、広報紙のほかに事業主・勤労者向けガイドブックに掲載し、市内事業所に配布して内容を説明することで、意識啓発を図ります。

#### イ 育児休業取得の促進〔継続〕

少子化や核家族化が進行する中で、男女ともに勤労者が仕事と家庭を両立させ、生涯を通じて充実した子育てにやさしい職場生活を送れるよう、育児休業制度や両立支援事業に係る内容を掲載した、事業主・勤労者向けのガイドブック「働くあなたのサポートガイド」を作成・配布し、育児休業取得の促進など、働きやすい就労環境に関する意識啓発を図ります。

## 7 安心して生活できる環境づくりの推進

### (1) 子育てしやすい生活環境の整備の推進

子育て中の親子が、精神的なゆとりや豊かさを感じながら子育てをするために、子どもや子ども連れに配慮した公共施設等のバリアフリー化や、安心して外出できる交通機関のバリアフリー化、住環境の整備など子育てしやすい生活環境の整備を推進します。また、運動や遊びを通して子どもの心身の発達を促すために、自然環境やコミュニティ機能などに配慮した、身近な地域における安全な遊び場の確保に努めます。

#### 【主な事業】

##### ア 交通環境のバリアフリー化〔継続〕

乳幼児や高齢者や障害者を含むすべての人が、自分の意志で自由にかつ安全に移動できる環境を確保するため、本市の交通バリアフリー基本構想に基づく事業を推進し、鉄道の駅舎内のバリアフリー化の整備促進や、ノンステップバスの導入促進など、公共交通機関を利用した移動の利便性及び安全性の向上を図り、すべての人にやさしいまちづくりを推進します。

##### イ 公共施設等のバリアフリー化〔継続〕

高齢者、障害者、児童などをはじめとするすべての市民が快適で安全に暮らせる福祉のまちづくりを推進するため、平成12年4月に施行した「宇都宮市やさしさをはぐくむ福祉のまちづくり条例」の趣旨の実現に向けて、平成13年度策定した推進計画に基づき、計画的に公共施設等のバリアフリー化を推進します。

##### ウ 児童遊園の充実〔継続〕

児童遊園は、地域における児童を対象に、健全な遊びと遊び場を与え、児童の健康増進と情操を豊かにすることを目的とした市内唯一の屋外型施設であり、その付属施設として、「子どもの家」を併設し、地域に住む未就園児や小学生を対象に、それぞれ月2回、親子で触れ合う遊びや工作などの自主事業を実施しており、今後とも、安全で、安心して遊べる場として、事業内容の充実に努めます。

## エ 身近な生活圏の公園やチビッコ広場の整備 〔継続〕

都市化の進展により市街化区域内の緑空間は年々縮小していることから、歴史や文化を活用した公園づくりや市街地における緑化の推進が必要となっています。

公園緑地の整備を進めるうえで、身近な生活圏の街区・近隣公園等については、「身近な生活圏の公園づくり指針」に基づき、快適な市民生活をおくる上で有益な公園づくりと緑の配置に努めます。

また、コミュニティ推進の場としての公園は、住民自らが描く地域の将来像と大きく関与していることから、地域住民の総意によるまちづくりのプランなどと歩調をあわせた公園づくりを推進します。

一方、地域における身近な子どもたちの遊び場であるチビッコ広場については、広場の整備とともに、遊具類の補修等の促進を図り、安心して遊べる場所づくりを推進します。

## オ 良質なファミリー向け賃貸住宅等の供給 〔継続〕

子育て家庭などに良質な居住水準の住宅の供給や中心市街地の居住を促進するなど、まちづくりと連携した良質な賃貸住宅の供給を図るとともに、子育て世帯等が快適に住める市営住宅を供給するため、「公営住宅ストック総合活用計画」に基づき、計画的な建替え・改善等の整備を推進します。

指標（単位）	平成16年度	平成21年度
特定優良賃貸住宅の供給（戸）	152	626

「宇都宮市住宅基本計画」（平成13～22年度）において定められた目標値を本計画の目標値とする。

## (2) 子どもにやさしいまちづくりの推進

近年、子どもが巻き込まれる事件や事故の発生、また非行の低年齢化などが社会問題となり、子育て家庭をはじめ、すべての市民が安心して生活できるまちづくりが求められています。

このため、地域の中で、子どもを安心して生み育てることができるようにするため、地域の関係機関等と連携を図りながら、子どもを犯罪や交通事故、有害環境等から守る活動の推進に努めます。

### 【主な事業】

#### ア 防犯対策への取り組み〔充実〕

近年における身近な犯罪の増加により、日常生活における「安全・安心」は、市民にとって大きな関心事になっています。犯罪のない安全で安心して暮らせることができる地域社会を実現するため、「自分たちのまちは自分で守る」という意識の下、犯罪の未然防止のための「防犯パトロールの手引書」の作成や地域防犯活動推進のためのリーダー講習会の開催など、警察はもとより、市・市民・事業者、地域の団体等が一体となって、犯罪防止のための取り組みを推進していきます。

#### イ 交通安全対策への取り組み〔充実〕

交通事故が増加する中で、市民の交通安全の確保と交通安全意識の醸成を図るため、関係機関・団体と連携を図り、継続的な交通安全の意識啓発活動を推進するとともに、子ども等への交通安全教室を、計画的・継続的に推進します。

#### ウ 地域の環境点検・浄化〔充実〕

子どもが心身ともに健康で新しい時代の担い手として健やかに成長することは、市民全ての願いであります。近年、非行の低年齢化や凶悪化などが大きな社会問題になっています。

このことから、青少年の非行防止と健全育成の一層の推進を図るため、国の「青少年の非行問題に取り組む強調月間」運動の趣旨を踏まえ、関係機関や団体をはじめ家庭、学校、地域社会が一体となり、地域における環境点検活動や「愛のひと声」運動を実施し、市民全体に運動についての意識啓発活動を推進します。

また、有害広告等、子どもたちにとって好ましくない情報が氾濫している中、健全な環境づくり活動の推進の一環として、販売業者や設置業者など業界全体に自主規制の強化を依頼することや、市民全体に子どもにとっての有害環境阻止の意識啓発活動を推進します。